

○不破消防組合救急出動規程

昭和57年4月1日消防長訓令第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、不破消防組合における救急隊の出動 について必要な事項を定めるものとする。

(編成)

第2条 救急隊は、救急車1台と救急隊長以下3名をもって編成する。

2 救急隊長は、消防司令補又は消防士長若しくはその代理者をもってあてる。

3 救急隊長は、上司の命を受け、隊員を指揮して救急業務を円滑に行うよう努めなければならない。

(区域)

第3条 救急隊の出動区域は別図のとおりとする。

2 火災時の救急隊の出動は、別に定める。

3 名神高速道路における救急事故は、西消防署救急隊が出動するものとする。

4 不破消防組合区域外への救急出動については、消防組織法第21条の規定に基づく消防相互応援協定又は特命に基づく指令によるものとする。

(緊急処置)

第4条 救急隊が出動途上に他の救急事故を発見し、緊急に救急処置を必要とするときは、直ちに必要な処置を行うとともにその状況を通信室に急報するものとする。

(現場保存)

第5条 交通事故等現場保存を必要とする事故にあつては現場の警察官と密接な連絡をとり、警察官が現場にいないときはできる限り現場保存の措置をとり、所轄警察署長に連絡しなければならない。

(通報)

第6条 救急隊が出動したとき消防署長は必要に応じ所轄警察署長に対し救急事故の現場及び概要を通報するものとする。

(報告)

第7条 救急出動に関し、次のいずれかに該当する事項が生じたとき消防署長は消防署長は直ちに消防長にその旨を報告しなければならない。

(1) 救急隊が出動不能となり又は出動可能となったとき。

(2) 救急車又は通信施設の故障により救急出動に支障を生じたとき。

(3) その他報告を要すると認める事項が発生したとき。

(隊員の心得)

第8条 救急隊員が傷病者の救急処置をするにあたっては言語を慎み取り扱いを丁寧にしなければならない。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

